

日本共産党栃木県議団の野村せつ子です。第23号議案、「職員の給与に関する条例等の一部改正」に反対する立場から討論します。

改正の内容は、10月の人事委員会勧告に基づき、2年連続で、職員の月例給改定を見送り、ボーナスを0.15月分引き下げるものです。民間との比較において、ボーナスの支給月数が0.13月分上回ったととのことですがそれを上回る引き下げです。これにより行政職員の年間給与額は、平均で58,329円の減で、昨年を大きく上回る減額になります。

この2年、県職員および教職員は、コロナ感染症対策に大変苦勞してきました。その上、鳥インフルエンザや豚熱の発生という非常事態が連続する中、県民の命と安全を守るため奮闘してきました。その苦勞に誠意をもってこたえなければならないと考えますが、それが2年連続で減額とは、あまりに不当というしかありません。

民間との格差が指摘されますが、公務員の賃金は、最低賃金とともに社会的な影響力を持つものです。民間企業にあわせて県職員のボーナスを減額する負の連鎖は、県民の所得の水準を引き下げ、コロナ禍で疲弊している地域経済の回復にも影響を及ぼします。優秀な意欲ある職員の確保にもマイナスとなることが懸念されます。よって、職員給与の一部改正に反対します。

知事等特別職のボーナスも同様に引き下げられますが、知事等特別職は給与自体が一般職員より高額となっていることから、ボーナス引き下げに異論はないことを申し添え、反対討論いたします。